

人事 その他規程	名称 キャリアパス基準	分類番号 S-2901(2)
沿革 平成28年4月1日 初版発行 令和5年4月1日 第4条及び別紙の変更		承認機関 理事会
		配布先 理事・評議員・監事

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人おおぎだ（以下「当法人」という。）に働く全ての職員（一般準職員、専門職準職員を含む全ての職員、以下職員等という。）が業務を通じ社会人・企業人として成長するモデル基準を示したものである。

当法人は職員等について、その職務能力を客観的に評価し、その知識、実務能力に見合った処遇をすることを通じて、職員等のモラルの向上及び自己研鑽意欲を高めることを目的とする。

(キャリアパスモデル基準)

第2条 職員等は、入職から様々な職務を経験することを通じて、その職務能力を高めキャリアアップするものとし、当法人は側面から職員等がキャリアアップすることを支援するものとする。

2 別紙1に示す「キャリアパスモデル基準」は、入職した職員が、様々な業務経験を重ね、成長する各段階で達成すべき成果並びにその職責を全うすることにより成長するモデルを「キャリアパスモデル基準」として例示的に示したものである。

3 職員等はいずれかの職位・段位に属するものとし、その職位・段位に要求される職務能力を達成していることが客観的に認められた場合は、上の職責に順次移行していくものとする。職務能力の有無は、被評価者本人が自己評価するとともに職場の上司による評価を通じて客観的に評価するものとする。

(支給方法)

第3条 当法人は、職能レベルにより定める金額を、「処遇改善手当」の一部として、2項に示す基準により職員等に給与に加えて支給する。なお当該処遇改善手当は、介護料に加算される処遇改善加算を原資にしたものであり、当該加算内容が変更になった場合はここに定める処遇改善手当も変更になる可能性がある。

2 1箇月あたりの職能レベル別の処遇改善手当は表1に示す通りとする。

表1 1箇月当たりの処遇改善手当

職 位	職能 レベル	段位	月給者	時間給者
上級管理職	4	11、12	10,000円/月	——
管理職	4	9、10		
監督・指導職	3	7、8	8,000円/月	40円/時間
監督指導補佐職	3	5、6		
上級職員	2	3、4	6,000円/月	30円/時間
中級職員	2	2		
初級職員	1	1	4,000円/月	20円/時間
補助業務/試用期間中	1'	0	3,000円/月	15円/時間

※日給者は時間給者の8時間分を1日の日給に加算する。

(「キャリアパスモデル基準」の解釈)

第4条 別紙1に示す「キャリアパスモデル基準」を理解するうえで参考となる事項を示す。

(1) 職位・段位

入職した職員が、様々な業務経験を重ね、成長する段階を職位・段位として示したものである。同一の職位において複数の段位を設けたのは、組織上の役職の数は限られているため、サブチーフ・チーフ等組織上役職(ライン職)にある者と同等の知識・職能を有する者を遇する為並びに担当業務に関する専門的知識能力が特に優れている者で、ライン職に就くことを希望しない者を遇する為に設けている。

(2) 職能レベル

施設において期待する責任・役割の範囲と難易度により4つの能力段階(「レベル区分」という。)に設定している。このレベル区分は事務職、介護職等の職務内容別に定められており、前項の職位・段位と関連付けてある。

(3) 職責

その職位・段位及び職能レベルにある者が果たすべき役割を例示的に示した。

(4) 求められる能力

その職責に求められている能力を例示的に示した。その職責にある者が念頭において担当業務を遂行することが求められている。

(5) 対応役職

職位・段位、職能レベル、職責並びに求められる能力と組織上の役職との関連を示したものである。

(6) 職務内容

主たる業務の内容を示している。上位者は下位者の業務をクリアしたうえで、自身に与えられた業務を実践する。

(7) 任用の要件

職位・段位ごとに受講することが好ましい業務教育の内容を示している。当法人は職員等に業務教育を受講する機会を与えなければならない。

(8) 滞留年数

その職位・段位に滞留する基準年数と最長滞留年数を示している。職員等は、キャリアアップ要件に該当すればその職位・段位に、1年間滞留すれば上位にキャリアアップできる。基準年数は、その職位・段位からキャリアアップする平均的な年数を示している。また、最長滞留年数は、その年数を経過することにより一部に力量不足項目があっても上位の職務を経験させるためにキャリアアップする。

(9) キャリアアップ要件

所属する職位・段位から上位へキャリアアップするための要件を示した。

(10) 必要（目標）資格

その職位・段位になるために必要な（目標となる）資格を示す。業務を行う上で資格の保持が必要とされていない職務についても公的な資格を保有するよう自己研鑽することが好ましい。保持する知識の要件は、職位・段位ごとに必要な（国家）資格、研修参加履歴等により判断する。

第5条 関連する規程類

S-2001	就業規則
S-2201	給与規程
S-2002	準職員等就業規則
S-2601	研修の参加申請に係る規程
NS-0002	準職員等の処遇変更規程
NS-2601	自己研修支援体制

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。初版発行

この規程は、令和5年4月1日から施行する。第2版